

「おおさか健活マイレージアスマイル」は、府民の健康づくりをサポートするアプリです。

朝食を食べる、歩く、歯を磨く、けんしん(特定健診・がん検診など)を受けるなどの毎日の健康活動でポイント

**「おトクな健康アプリ」アスマイル**

市役所の窓口では、キャッシュカードのみで口座振替申請ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。取り扱いきかない金融機関もありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

**問 保険収納課**  
TEL 06・6992・1537

歩数計のみでの参加は、取得できるポイント項目に制限があります。詳しくはアスマイル公式ホームページをご覧ください。

源泉徴収義務者(事業主)は、送付済の案内状と関係書類を持参の上、出席してください。

時 11月20日(水)午後1時30分～3時30分  
場 エナジーホール  
備 午後3時30分からは消費税軽減税率制度の概要やインボイス制度についての説明会を開催します(約1時間)。  
**問 門 真 納 税 務 署**  
TEL 06・6909・0181  
注 音声案内に従い、最初に②番を押ししてください。

固定資産税・都市計画税と個人市民税・府民税(普通徴収分)の第1～3期分および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が増算されます。

また、固定資産税・都市計画税の第4期の納期限は、12月2日(月)です。納期までに近くの金融機関やコンビニなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・貯まり、貯まったポイントで飲み物や電子マネーなどが当たる抽選に参加できます。

また、40歳以上の守口市国民健康保険加入者は抽選に加えて、特定健診を受診することで、3千円分の電子マネーなどと交換できるポイントがもらえます。

**申** ▼スマートフォンをお持ちの人  
① QRコードからアプリをダウンロード  
② 利用規約への同意  
③ メールアドレスを登録  
(スマートフォンメールアドレスを登録してください)  
④ 本人確認書類を登録(免許証または国民加入者は国民健康保険証)  
▼スマートフォンをお持ちでない人  
専用歩数計(有料)で参加できます。  
① 申込書に必要事項を記入してください。申込書はアスマイル公式ホームページからダウンロードまたは自治体の窓口などに設置しています。  
② 専用の歩数計が着払いで届きます。  
③ 専用リーダーにかざすと、歩数が記録され抽選ポイントが貯まります。  
専用リーダーは自治体の窓口やローソン(Loppi)端末に設置しています。

**愛の献血**

時 ▼11月17日(日)  
10:00～12:00、13:00～16:00  
▼12月3日(火)  
10:00～12:00、13:00～16:30

場 イオンモール大日

問 守口市献血推進協議会事務局  
(地域福祉課内)

TEL 06-6992-1570



**例月出納検査の結果**

8月分例月出納検査は、9月24日に、高瀬久美子、久保篤彦、立住雅彦の各監査委員によって行われ、正確であることが認められました。

**問 監査委員事務局**  
TEL 06・6992・1795

**問 保険課**  
TEL 06・6992・1545

**問 問 保険課**  
TEL 06・6992・1545

HP <https://www.asmile.pref.osaka.jp/>



**国民健康保険・後期高齢者医療制度 平日夜間・休日窓口開庁のお知らせ**

保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。国民健康保険の加入・脱退の届出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。

なお、納付相談は電話での対応も可能ですので、平日夜間・休日窓口開庁日時に相談してください。

**平日夜間** 11月18日(月)・19日(火)・21日(木)・22日(金)いずれも17:30～20:00  
**休 日** 11月24日(日)9:00～13:00

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

場・問 保険課 TEL 06-6992-1545 場・問 保険収納課 TEL 06-6992-1537

**給与の年末調整**

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者を対象に、1年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税を再計算し、それまでに源泉徴収していた税額との差額を還付または徴収する手続きです。

年末調整の内容は、勤務先からお住まいの市町村へ給与支払報告書として提出され、翌年の個人市民税・府民税の課税資料となります。

年末調整を受けるには、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を勤務先へ提出していることが必要です。また、必要に応じて生命保険料・地震保険料などの控除や住宅借入金等特別控除(2年目以降)を申告する書類を提出する必要があります。

また、ふるさと納税においてワンストップ特例制度を利用していても、確定申告もしくは住民税の申告をする場合はこの特例が適用できないため、申告の際に寄付金控除についてもあわせて申告する必要がありますので注意してください。

**問 課税課市民税担当**  
TEL 06・6992・1456

**年末調整および消費税軽減税率制度説明会**

源泉徴収義務者(事業主)は、送付済の案内状と関係書類を持参の上、出席してください。

時 11月20日(水)午後1時30分～3時30分  
場 エナジーホール  
備 午後3時30分からは消費税軽減税率制度の概要やインボイス制度についての説明会を開催します(約1時間)。  
**問 門 真 納 税 務 署**  
TEL 06・6909・0181  
注 音声案内に従い、最初に②番を押ししてください。

**市税は納期内に**

固定資産税・都市計画税と個人市民税・府民税(普通徴収分)の第1～3期分および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が増算されます。

また、固定資産税・都市計画税の第4期の納期限は、12月2日(月)です。納期までに近くの金融機関やコンビニなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・貯まり、貯まったポイントで飲み物や電子マネーなどが当たる抽選に参加できます。

また、40歳以上の守口市国民健康保険加入者は抽選に加えて、特定健診を受診することで、3千円分の電子マネーなどと交換できるポイントがもらえます。

**申** ▼スマートフォンをお持ちの人  
① QRコードからアプリをダウンロード  
② 利用規約への同意  
③ メールアドレスを登録  
(スマートフォンメールアドレスを登録してください)  
④ 本人確認書類を登録(免許証または国民加入者は国民健康保険証)  
▼スマートフォンをお持ちでない人  
専用歩数計(有料)で参加できます。  
① 申込書に必要事項を記入してください。申込書はアスマイル公式ホームページからダウンロードまたは自治体の窓口などに設置しています。  
② 専用の歩数計が着払いで届きます。  
③ 専用リーダーにかざすと、歩数が記録され抽選ポイントが貯まります。  
専用リーダーは自治体の窓口やローソン(Loppi)端末に設置しています。

**税金クイズとふれ愛コンサート**

▽第1部：中学・高校生による「税についての作文」優秀作文朗読、税がわかる「税金クイズ」  
▽第2部：迫力あふれる「ふれ愛コンサート」

時 12月11日(水)午後4時  
場 エナジーホール  
演 大阪桐蔭高等学校吹奏楽部  
**問 門 真 納 税 務 協 会**  
TEL 06・6908・0631

給与など)に対し、差し押さえ、公売などを行っていくこととなりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。

なお、病气や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

**問 納 税 課**  
TEL 06・6992・1852～1854

**生活保護適正化情報ダイヤル**

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報を受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。

提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。

市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

**問 生活福祉課** TEL 06-6992-1593 [Mori\\_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp](mailto:Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp)

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00～17:30

**次の情報をお待ちしています。**

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に譲渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない